

別紙1-4(座位保持装置)

検収に必要なもの一覧(兼チェックリスト)

補装具使用者氏名: \_\_\_\_\_

補装具製作者名: \_\_\_\_\_

担当者名: \_\_\_\_\_

第1 検収に係る事前提出物

		項目	業者 チェック欄	センター チェック欄
共通事項	1	別紙1-4(本様式) (注)「業者チェック欄」の該当箇所にチェックしたものを提出すること		
	2	支給決定された補装具費見積書(写し) (注)支給決定後、見積書に変更が生じている場合は速やかに申し出ること		
個別事項	1	<共通事項「2」の補装具に「採寸」で製作している部位がある場合>該当箇所の採寸記録表(写し) (注)「採寸」で製作している部位全ての記録表を提出すること		
		<共通事項「2」の補装具に完成用部品が用いられている場合> 全ての完成用部品に係る発注伝票及び納品伝票(いずれも写し)		
	2	① 発注伝票及び納品伝票は、別紙様式3のとおりに整えてあるか。		
		② 発注伝票及び納品伝票の中に、他の申請に係る補装具製作分と合わせて発注・納品しているものがある場合は、本補装具製作に用いた箇所が分かるように示してあるか。		
		③ 在庫品を使用したものがあれば、在庫管理表(写し)またはそれに代わるものを、別紙様式3のとおりに整えてあるか。添付の際は、本補装具製作に用いた箇所が分かるように示してあるか。		
	3	<共通事項「2」の補装具に車椅子または電動車椅子構造フレームが用いられている場合(1)> 車椅子または電動車椅子部分の製作に係る発注伝票及び納品伝票(いずれも写し)		
		① 発注伝票及び納品伝票は、別紙様式3のとおりに整えてあるか。		
	4	<共通事項「2」の補装具に車椅子または電動車椅子構造フレームが用いられている場合(2)> 車椅子または電動車椅子部分の製作に係る図面(寸法が入っているもの)(写し)		
		② <電動車椅子(簡易型)を用いる場合>本体の発注伝票及び納品伝票の他に、電動ユニット部分に係る伝票がある場合は、添付されているか。		
	5	<共通事項「2」の補装具に車椅子または電動車椅子構造フレームが用いられている場合(3)> 車椅子または電動車椅子部分のカタログの表紙及び該当ページ(写し) (注)見積書に計上されている機能のうち、個別事項「2」の伝票に記載がない機能がある場合(車椅子に標準装備されている機能がある場合は、カタログで確認するので添付が必要)。		
	6	<完成後、外から確認出来なくなる部品がある場合>組み込む前の部品の写真		
① 写真は、別紙様式4のとおりに整えてあるか。				
② 部品全体の写真の他、組み込む部品が複数ある場合は各部品の写真が撮られているか。 (製造番号・品番等が記載されている場合は、分かるように撮影すること)				

第2 検収当日の持参物

		項目	業者 チェック欄	センター チェック欄
共通事項	1	完成した補装具一式(本体、付属品等全て)		
	2	センターに事前提出した上記「第1」の書類一式 (注)検収時、事前提出された書類はセンターが使用するため、業者確認用として一式持参すること		

<b>センター記入欄</b>	
判定書番号	
年	号